平成２８年（フ）第４１７号
川崎市宮前区東有馬４丁目20番30号　クレストコート　105、前住所横浜市磯子区磯子２丁目20番42号
債務者　竹下　　翔
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
川崎市中原区宮内４丁目19番20―204号
債務者　河村ゆきを
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６０号
川崎市川崎区京町２丁目11番３号　若草ハイツ　201
債務者　森　　俊康
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
川崎市多摩区菅稲田堤２丁目10番16号　第１三幸ハイツ　105
債務者　的場ノブ代
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６９号
川崎市川崎区京町２丁目10番６号　井上荘５
債務者　見並　秀樹
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
川崎市中原区中丸子325番地　司コーポ　202
債務者　岡　　三博
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
川崎市中原区中丸子325番地　司コーポ　202
債務者　岡　真美子（旧姓菅谷）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
川崎市高津区久末1600番地　市営住宅　７―151
債務者　葛生　鈴子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５００号
川崎市川崎区渡田４丁目４番12号　入間田ビル２Ｆ
債務者　吉井　夏生
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９９７号
愛知県小牧市北外山2735―２　北外山県営住宅31棟301号、住民票上の住所愛知県北名古屋市熊之庄新宮７番地
債務者　中川　英明（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９５号
札幌市白石区北郷４条２丁目10番32号　スカイビル301号
債務者　小田　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０７号
札幌市西区福井10丁目11番13号
債務者　長谷川　直（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７９号
札幌市北区北38条西２丁目２番11号　リベア麻生203号
債務者　石岡　香里（旧姓谷津）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９９号
札幌市白石区平和通16丁目北８番23号　平和マンション202号
債務者　東　千恵子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１２号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目１番17号　マイコーポ101号
債務者　星野　由佳（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４３号
札幌市北区北34条西６丁目２番２号　ハイウェー34―202号
債務者　村上　直史
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５７号
札幌市南区川沿７条３丁目１番14号
債務者　笹嶋　弘美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部